



文 書 質 問

2015年12月14日

伊賀市議会議長 中岡 久徳 様

伊賀市議会議員 百上 真奈

伊賀市議会基本条例第8条第3号の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

川上ダム水源開発量縮小に伴う負担金会計処理について

- ① 川上ダムにおける水源開発量を毎秒 0.6 m³から 0.358 m³に縮小しました。水道部が水源開発量縮小に伴い、水資源機構に事業費を負担することになった理由を示されたい。
- ② 水道部にとって縮小負担金が何らかの価値を有するため、建設仮勘定に計上したというのであれば、どのような価値があるのかを示されたい。

2 質問の趣旨及び理由

平成 22 年度において水道部は、川上ダム水源開発量縮小に伴う負担金 665 百万円を支払い、その金額を建設仮勘定に計上して現在に至っています。

川上ダムの水源開発については、水道部は当初の水源開発量毎秒 0.6 m³が過大であったため、それを見直して毎秒 0.242 m³縮小し、開発量を毎秒 0.358 m³に改めるべく申し入れました。

水資源機構としては毎秒 0.242 m³の縮小に伴い従来すすめてきた事業に無駄が生じるとし、665 百万円を伊賀市水道部の負担にすることとしました。水道部はそれを了承した結果、平成 22 年度に当該金額を支払っています。会計処理として、この 665 百万円を建設仮勘定に計上しました。

しかし、縮小に伴う負担金は水道部にとって何ら価値のあるものではないので、平成 22 年度で損金（特別損失）に落とすべきだったと考えます。建設仮勘定に計上した会計処理は不適切だったと考えます。よって、なぜ、そのような会計処理をしたのか、理由を明確にしていきたい。